

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年3月14日（平成30年（行情）諮問第136号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行情）答申第73号）

事件名：特定個人に係る搜索差押許可状請求に際し裁判所に提出した疎明資料等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月17日付け前地企調第205号により前橋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示決定を取り消し、行政文書を開示するとの決定を求める。

令状請求の裁判官が審理する上で参考にするであろう疎明資料がことごとぎまんされてる可能性が強く、ぜひ、再審をする上で参考までに見てみたいものである。それをあえて見せないのはおかしいと思います。

（2）意見書

本件不開示は合点がわからない。というのは、審査請求人は、令状裁判官の審理を誤らせたと思い再審請求の為に令状請求の疎明資料を閲覧したいのは自然であり、それを不開示するのは違法であると思料する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、①「被疑者（特定個人。以下同じ。）に対する覚せい剤取締法違反（所持等）事件に関し、特定年月日、搜索差押許可状に基づき実施された搜索すべく場所被疑者の部屋、差押べき物覚せい剤に関する全ての物に対する搜索差押えについて、裁判所に対して搜索差押

許可状請求を行う際に請求書とともに提出した疎明資料一式」，②「特定年月日，裁判所に対し，被疑者に対する覚せい剤取締法違反（使用）事件について，搜索すべく者被疑者の身体，差押るもの被疑者の尿の搜索差押許可状請求を行う際に請求書とともに提出した疎明資料一式」及び③「捜査報告書等，内偵報告書，誰かの供述調書等，その他，捜査の端緒となった物，通話用紙，搜索差押請求書，刑事の供述書又は供述調書，犯歴通話用紙」（本件対象文書）を対象としたものである。

（２）処分庁の決定

処分庁は，本件開示請求は「事件記録」の開示を求めるものであり，本件対象文書について，その存否はさておき，請求自体からして，刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）５３条の２第１項の規定により法の適用が除外される訴訟に関する書類に該当するとして，不開示決定を行った。

２ 本件諮問の要旨

審査請求人は，処分庁の決定に対し，不開示決定を取り消し，行政文書を開示するとの決定を求めているところ，諮問庁においては，原処分を維持することが妥当であると認めたので，以下のとおり，理由を述べる。

３ 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは，被疑事件・被告事件に関して作成され，又は取得された書類であり，それらは，①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり，捜査・公判に関する活動の適正確保は，司法機関である裁判所により図られるべきであること，②刑訴法４７条により，公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方，被告事件終結後においては，刑訴法５３条及び刑事確定訴訟記録法により，一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め，その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど，これらの書類は，刑訴法（４０条，４７条，５３条，２９９条等）及び刑事確定訴訟記録法により，その取扱い，開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること，③典型的に秘密性が高く，その大部分が個人に関する情報であるとともに，開示により犯罪の捜査，公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから，「訴訟に関する書類」については，法第４章の適用除外とされたものである。

また，刑訴法５３条の２は，法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外について規定しているところ，同条が，その適用除外対象について，「訴訟記録」だけに限らず，「訴訟に関する書類」と規定していることから，被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し，訴訟記録のほか，不

起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

4 本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

本件開示請求は、特定の被疑事件の存在を前提に、当該事件に関する「裁判所に対して捜索差押許可状の請求を行う際に請求書とともに提出した疎明資料一式」及び「捜査報告書等、内偵報告書、誰かの供述調書等、その他、捜査の端緒となった物、通話用紙、捜索差押請求書、刑事の供述書又は供述調書及び犯歴通話用紙」の開示を求めるものであるところ、これらの本件対象文書は、いずれも刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された、それ自体が特定の刑事事件記録を構成するものであり、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することは明らかである。

なお、前記3のとおり、「訴訟に関する書類」は、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当であることから、「訴訟に関する書類」に該当するか否かの判断は、当該事件記録に係る事件の起訴、不起訴などにより変わるものではない。

よって、本件対象文書は、特定事件に係る事件記録であり、事件記録は「訴訟に関する書類」に該当するため、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用が除外されるため、処分庁が行った不開示決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月4日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年5月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第1項は、「訴訟に関する書類」については、法の

規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同項の「訴訟に関する書類」には、訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録も含まれ、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書全てが、これに該当すると解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件開示請求は、被疑者（特定個人）に係る特定の被疑事件の存在を前提に、当該事件に関する、裁判所に対して被疑者に係る搜索差押許可状の請求を行う際に請求書とともに提出した疎明資料一式並びに捜査報告書等、内偵報告書、誰かの供述調書等、その他、捜査の端緒となった物、通話用紙、搜索差押請求書、刑事の供述書又は供述調書及び犯歴通話用紙（本件対象文書）の開示を求めるものであるから、本件対象文書については、いずれも、特定の刑事事件に係る捜査の過程で作成又は取得された文書であると認められる。

そうすると、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象文書は同項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 文書1 被疑者（特定個人）に対する覚せい剤取締法違反（所持等）事件に関し、特定年月日、搜索差押許可状に基づき実施された搜索すべく場所被疑者の部屋、差押べき物覚せい剤に関する全ての物に対する搜索差押えについて、裁判所に対して搜索差押許可状請求を行う際に請求書とともに提出した疎明資料一式
- 文書2 特定年月日、裁判所に対し、被疑者に対する覚せい剤取締法違反（使用）事件について、搜索すべく者被疑者の身体、差押るもの被疑者の尿の搜索差押許可状請求を行う際に請求書とともに提出した疎明資料一式
- 文書3 捜査報告書等、内偵報告書、誰かの供述調書等、その他、捜査の端緒となった物、通話用紙、搜索差押請求書、刑事の供述書又は供述調書、犯歴通話用紙